

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所 監事監査規程

(平成 29 年 4 月 1 日規程第 50 号)

(令和 2 年 3 月 31 日規程第 65 号)

(目的)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「地独法」という。）

第 13 条第 4 項の規定に基づき、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所（以下「法人」という。）における監事が行う監査に関し必要な事項を定め、法人の業務の適法かつ効率的な運営を図るとともに、会計処理の適正を期することを目的とする。

(監査の区分)

第 2 条 監査の区分は、次のとおりとする。

- (1) 業務監査 業務が法令及び法人の運営方針に基づき適正に実施されていることを監査する。
- (2) 会計監査 会計業務が法令及び諸規定に基づき、会計基準に準拠して適性に遂行されていること、及び財産の管理が適正に行われていることを監査する。

(監査の対象)

第 3 条 監査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 中期計画及び年度計画に定める業務の実施状況
- (2) 組織及び制度全般の運営状況
- (3) 予算の執行に関する事項
- (4) 資産の取得、管理及び処分に関する事項
- (5) 財務諸表、事業報告書及び決算報告書に関する事項
- (6) その他監査の目的を達成するために必要な事項

(監査の種類及び方法)

第 4 条 監査の種類は、定期監査及び臨時監査とする。

- 2 監査の方法は、書面監査及び実地監査とする。
- 3 定期監査は各事業年度 1 回行う。
- 4 臨時監査は、監事が必要と認めるときに行う。

(監査に関する事務補助)

第 5 条 監事は、必要と認める場合は、理事長の承認を得て、法人の職員に監査に関する事務を補助させることができる。

- 2 理事長は、前項に定める職員（以下「補助職員」という。）が役員（監事を除く。）及び職員（以下「役職員」という。）から独立して前項に定める補助をすることができるようにしなければならない。

(監査計画)

第 6 条 監事は、各事業年度の当初に、監査計画書を作成し、速やかに理事長に通知するものとする。ただし、第 4 条第 1 項の臨時監査については、この限りでない。

(監査の実施)

第 7 条 監事は、的確かつ効率的な監査の実施に努めなければならない。

(監査部門との連携)

第7条の2 監事は、監査部門と密接な連携を保ち、効率的な監査に努めるものとする。

(役職員への質疑等)

第8条 監事は、監査対象事項を担当する理事又は職員に対し、必要な書類の提出、資料の作成及び事実関係の説明を求めることができる。

2 役職員は、監事が行う監査に協力しなければならない。

3 役職員は、補助職員が行う第5条第1項の監査に関する事務補助に協力しなければならない。

(監査結果の報告等)

第9条 監事は、監査終了後、次に掲げる事項を記載した監査結果報告書を作成し、理事長に提出しなければならない。

(1) 監査の概要

(2) 是正又は改善を要する事項

(3) その他監事が必要と認める事項

2 理事長は、前項の監査結果報告において、是正又は改善を要する事項が報告された場合は、正当な理由がない限り、是正又は改善措置を講じなければならない。

3 理事長は、前項の措置状況を文書により監事に報告しなければならない。

(意見の提出)

第10条 監事は、地独法第13条第5項の規定により、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は知事に意見を提出することができる。

(理事会その他重要な会議への出席)

第10条の2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べるものとする。

2 監事は、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、理事会のほか、コンプライアンス推進委員会その他重要な会議又は委員会に出席し、意見を述べることができる。

(理事長との定期的な会合)

第10条の3 監事は、理事長との定期的な会合を実施する。

2 監事は、理事長との常時意思疎通を確保するために、必要と認めるときは、いつでも理事長との意見交換を求めることができる。

(監事による文書の閲覧・調査)

第10条の4 監事は、業務執行の意思決定及び経費支出の承認過程に関する文書を閲覧することができる。また、監事は、必要があると認めるときは、役職員に対するヒアリングその他の方法により調査することができる。

(役職員の応答義務)

第10条の5 役職員は、監事から文書の提出又は説明を求められた場合、応答しなければならない。

(重大な事故又は異例の事態の報告)

第11条 業務上の重大な事故又は異例の事態が発生したときは、理事長は文書又は口頭で直ちに監事に報告しなければならない。

(不正行為、法令違反等の事実の報告)

第11条の2 役職員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、理事長は文書又は口頭で直ちに監事に報告しなければならない。

(規程の整備に対する監事の関与)

第 12 条 理事長は、この規程の整備に対する監事の関与を確保するものとする。

(委任)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。